

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

項目番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
1	①自立支援、介護予防、重度化防止	<p>【地域介護予防活動の推進】</p> <p>本市の高齢化率、認定率を踏まえ、今後も安定的かつ持続可能な介護保険財政を運営するため、重度化の予防に取り組むとともに、まだ十分でない住民主体の通いの場・居場所の充実や担い手づくりの推進、また、地域の支え合いによる互助の推進や元気な高齢者の活躍の場の創出など、「支え合いのまちづくり」の更なる推進が重要である。</p>	<p>○高齢者の居場所・通いの場づくりの推進策として、なりたいきいき百歳体操に取り組む住民団体を増やすこと</p> <p>○介護支援ボランティア活動推進事業の対象を地域の介護予防活動等に拡充し、介護支援ボランティアの延べ活動人数を増やすこと</p> <p>○高齢者の居場所・通いの場の担い手づくりを推進し、新たに担い手を育成すること</p>	<p>○3年間で36団体増</p> <p>○令和5(2023)年度までに年間2,210人に増</p> <p>○3年間で30人の育成</p>	<p>○生活支援コーディネーターを中心として、なりたいきいき百歳体操の立上げ支援や周知活動を行うとともに、令和3年度からは、新規立上げ団体に初期経費に対する補助金を交付した。コロナ禍において、緊急事態宣言時等は既存団体にも活動の自粛を促すなど、団体立ち上げへの支援や周知活動が思うようにできなかった。なりたいきいき百歳体操立上げ団体(R3):7団体</p> <p>○令和3年度から、介護保険施設に加え、障がい福祉サービス事業所や児童福祉施設等を対象施設とし、また、百歳体操のサポーター活動やおおぞら会のボランティア活動など、地域の介護予防活動等も介護支援ボランティア事業の対象に拡充した。コロナ禍により、施設側の受け入れ控えやボランティア側の活動自粛等により、ボランティア活動が思うようにできなかった。介護支援ボランティア活動延人数(R3):432人</p> <p>○コロナ禍により、なりたいきいき百歳体操サポーター養成講座を実施できなかった。なりたいきいき百歳体操サポーター養成数(R3):0人 おおぞら会新規ボランティア(R3):1人</p>	△	<p>○コロナ禍における活動団体の増加は容易でないが、引き続き、団体立上げに対する補助金を交付するとともに、コロナ禍において、人との繋がりや介護予防の一層の重要性を周知し、新たになりたいきいき百歳体操の取組みに対する声掛けや団体立上げの支援を行っていく。</p> <p>○コロナ禍においては、積極的なボランティア活動や施設側の受け入れは容易でないが、引き続き、広報なりたやホームページなどを通じて、介護支援ボランティア制度の周知するとともに、介護予防事業の実施など元気な高齢者の生きがいや活躍の場を推進、支援していく。</p> <p>○なりたいきいき百歳体操の活動など高齢者の居場所づくりを推進するとともに、百歳体操のサポーター養成講座やおおぞら会などの地域活動を感染症対策を取りながら実施することで、新たな担い手を育成していく。</p>
2	②介護給付等費用の適正化	<p>【介護給付の適正化】</p> <p>担当職員と非常勤職員(介護支援専門員)による実施体制により、国の指針に掲げる主要5事業の内、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」に取り組んでいる。</p> <p>「介護給付費通知」については、不正請求が増えた場合に実施を検討する。</p>	<p>○要介護認定の適正化を図るため、指定居宅介護支援事業所等に委託している認定調査票全件の点検を実施すること。また、不備が認められた場合、認定調査員に確認の上、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の平準化を図ること</p> <p>○市内の全居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員のケアプラン点検を実施すること</p> <p>○住宅改修について、全ての申請内容の点検を実施し、疑義があるものは専門職員の助言を得ること</p> <p>○縦覧点検・医療情報との突合を実施すること</p>	<p>○委託分の認定調査票の点検実施率:100.0%</p> <p>○3年間で全居宅介護支援事業所分(約90人)のケアプラン点検の実施</p> <p>○住宅改修申請の点検実施率:100.0%</p> <p>○年間6,000件の実施</p>	<p>○要介護認定の適正化</p> <p>指定居宅介護支援事業所等に委託している認定調査票全件の点検を実施します。不備が認められた場合、認定調査員に確認し、必要に応じ認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の平準化を図ります。 【R3年度:区分変更 9件、更新申請 42件】</p> <p>○ケアプランの点検</p> <p>利用者の状態に応じたケアプランが作成されていないと認められた場合、担当の介護支援専門員に対し助言を行うほか、必要に応じケアプランの見直しなどを指導します。 【R3年度:点検37件、過誤0件、金額0円】</p> <p>○住宅改修申請の点検</p> <p>住宅改修について、申請件数全件の点検を実施します。受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修が認められた場合、工事施工業者や担当の介護支援専門員等に対し再指導を行います。 【R3年度:施工前213件、施工後246件】</p> <p>○縦覧点検・医療情報との突合</p> <p>引き続き毎月の点検を実施します。介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して、適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。 【R3年度:実施12ヶ月、月平均700件以上】</p>	◎	<p>○要介護認定の適正化 特になし。</p> <p>○ケアプランの点検</p> <p>アセスメントからケアプランに位置づけする根拠となる項目についての記載や追記が漏れていることから、アセスメントシートとケアプランに整合性がない事例が多いことが課題である。対応策としては、課題整理総括表を用いながら、管理者との面談を通して、「アセスメントとケアプランの連携」を重点的に点検する。</p> <p>○住宅改修申請の点検</p> <p>対象の可否については利用者の身体状況により個別の判断が必要となる。住宅改修の件数が増えていることにより、点検件数が増えていること、判断が難しいケースが多いことが課題である。</p> <p>○縦覧点検・医療情報との突合</p> <p>加算の算定要件の変更等に伴う介護給付費の請求誤りのケースが見受けられるので、請求内容について事業所に問い合わせをする際、相互に加算の算定要件を確認するようにする。</p> <p>○介護給付費通知については、R4年度から実施する。</p>

項目 番号	第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
3	①自立支援、介護予防、重度化防止	【市内の介護事業所における指導等によるサービスの質の維持・向上】 高齢者の自立支援・重度化防止のためには、市内の介護事業所におけるサービスの質の維持・向上を図る必要がある。	○地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に対する実地指導を実施すること ○自立支援に資するためのリハビリテーション職等を招いた研修等について開催支援を行うこと	○実地指導を3年間で27件実施する。 ○研修等を年1件開催支援する。	○実地指導を12件実施した。 ○デイサービス職員向けの研修会1件、ケアマネジャー向けの研修会1件の開催支援を行った。	◎	○国が示した指針に基づき、運営指導(旧:実地指導)の標準化・効率化を行う。 ○引き続き介護事業所団体との連携を密にし、研修会の開催支援を行う。
4	①自立支援、介護予防、重度化防止	【在宅医療・介護連携の推進】 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護関係者が連携しながら、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を推進していくことが必要。そのためにも、医療・介護関係者の連携推進に向けた取組みと、市民に対しては在宅医療についての理解を図る必要がある。	○医療・介護関係者向けの連携会議・研修を開催すること ○市民向けに普及啓発活動として、出前講座を実施すること ○日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの4つの場面に対する連携支援に取り組むこと	○年5回の開催 ○年2回の実施 ○3年間で4つの場面に対する連携支援の実施	看取りに通じる「人生会議」を取り上げオンラインによる在宅医療講演会を2回シリーズで実施。市内在住・在勤及び医療・介護関係者に広く周知し休日に開催し多数の参加が得られた。 コロナ禍のため、連携会議としては市の関係課と医師団による在宅医療作業部会1回の実施となったが、死亡小票分析し、その結果等から市の現状を共有することが出来た。また、令和2年度の部会で提案しR3年度に在宅医療実施機関へのアンケートを実施。訪問診療実施医療機関の市民への情報公開の準備を整えることができた。	◎	市民に対する在宅医療についての理解を図るため、継続して普及啓発に取り組む。研修会や日頃の相談支援を通して医療・介護関係者の連携支援を図る。